

平成25年第2回足寄町議会臨時会議事録(第1号)

平成25年2月25日(月曜日)

出席議員(12名)

1番 高橋 秀樹 君	2番 星 孝道 君
3番 榊原 深雪 君	4番 木村 明雄 君
5番 高道 洋子 君	6番 前田 秀夫 君
7番 田利 正文 君	8番 熊澤 芳潔 君
9番 井脇 昌美 君	10番 後藤 次雄 君
11番 川上 初太郎 君	12番 島田 政典 君

欠席議員(1名)

13番 吉田 敏男 君

法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町 長	安久津 勝彦 君
足寄町教育委員会委員長	星崎 隆雄 君

足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	田中 幸壽 君
総 務 課 長	渡辺 俊一 君
福 祉 課 長	櫻井 光雄 君
住 民 課 長	西東 文雄 君
建 設 課 長	南岡 雄二 君
国民健康保険病院事務長	對馬 邦彦 君

教育委員会委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 長	藤代 和昭 君
教 育 次 長	根本 昌弘 君

職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	大野 雅司 君
事 務 局 次 長	山田 弘幸 君
総 務 担 当 主 査	児玉 壮生 君

議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 行政報告(町長・教育委員長)< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 4 議案第 2号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について< P 5 ~ P 6 >
- 日程第 5 議案第 3号 足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営

			に関する基準を定める条例の制定について< P 6 ~ P 7 >
日程第 6	議案第 4号		足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について< P 7 ~ P 8 >
日程第 7	議案第 5号		足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について< P 8 ~ P 9 >
日程第 8	議案第 6号		足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例< P 9 ~ P 10 >
日程第 9	議案第 7号		足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定について< P 10 ~ P 11 >
日程第 10	議案第 8号		足寄町公営住宅等の整備基準を定める条例の制定について< P 11 ~ P 12 >
日程第 11	議案第 9号		足寄町公園条例の一部を改正する条例< P 12 ~ P 13 >
日程第 12	議案第 10号		足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について< P 14 ~ P 15 >
日程第 13	議案第 11号		足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例< P 15 ~ P 16 >
日程第 14	議案第 12号		平成24年度足寄町一般会計補正予算(第12号)< P 15 ~ P 18 >
日程第 15	議案第 13号		平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算(第3号)< P 18 ~ P 19 >
日程第 16	議案第 14号		平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)< P 19 ~ P 20 >
日程第 17	議案第 15号		平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)< P 20 >
日程第 18	議案第 16号		平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算(第4号)< P 21 >
日程第 19	議案第 17号		平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)< P 21 ~ P 22 >

午前10時00分 開会

開会宣告

副議長（島田政典君） 本日は吉田議長より欠席の届け出がありました。

地方自治法第106条第1項の規定に基づき私が議長を務めることといたします。皆様方の御協力をお願いいたします。

本日の出席議員は12名です。

ただいまから、平成25年第2回足寄町議会臨時会を開催をいたします。

町長あいさつ

副議長（島田政典君） 町長より招集のあいさつがございました。

安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、本臨時会に招集に際しての御挨拶をさせていただきます。

まず、御了解いただきたいと思っておりますのは、2月2日に十勝地方中部地震ということで比較的大きな地震がございました。町全体としては被害一部総合体育館の被害ということでございますので、行政報告につきましては、教育委員会のほうから行政報告をさせていただくということで御了解をいただきたいというふうに思います。

次に、昨年12月に開催されました衆議院の総選挙に伴いまして政権交代が起こったわけでありまして、その後、国の動きとして大型補正、さらには新年度予算については少しずつ込むということで、暫定予算ということになるというふうに聞いておりますけれども、予算の関係で少しお話をさせていただきますと、国の補正がある程度見えてまいりました。情報収集をしながら新年度予算の前倒しも含めて情報収集し、適切に対応していくというようなお話をさせていただいたところでありますけれども、大体見えてきた中でいきますと、国の補正予算にかかわる部分につきましては、まず約2億5,000万円程度を補正に乗りたいというふうに考えてご

ざいます。

主な事業につきましては、まちづくり交付金事業、さらには公営住宅の建てかえ事業の前倒し、それから道路照明関係、それから下水道関係、区画整理事業関係ということで総額で2億5,000万円程度を補正に乗りたいというふうに思っております。

それから、厳密にいきますと、これも国の区分でいきますと補正になるわけでありまして、けれども、既に表明しております役場北側に福祉施設の関係でございます。この事業も国の森林整理加速化林業再生整備交付金ということで、国では補正予算の取り扱いでありますけれども、この仕組みが補正予算で北海道のほうに基金で積み立てをするということで一括北海道のほうに基金で積み立てられます。この間、随分やりとりをさせていただいたのですけれども、町としての予算執行上は25年度の予算ということになるということでございます。

これについては、3億8,400万円程度予定してございます。これにつきましては、我が町としては25年度の新年度予算、当初予算に計上させていただきたいということで考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

両方の国のベースで考えますと、6億3,500万円程度が国の補正に乗っかる、すなわち、これは実質前倒しをして取り組みをするということで考えてますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、新年度予算編成についても今最終のチェックをしてございます。一般会計の総額では約84億3,000万円でございます。そのほかの特別会計、企業会計等を含めていきますと、総体で約130億円の予算編成ということになります。最終チェックをしている段階でございますので、明日午前中に新聞報道をさせてもらいたいというふうに考えてますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

次に、ちょっと懸念しております状況とい

いますか、少しお話をさせていただきますと、既に新聞報道等がございますけれども、どうも国としてはTPP交渉に参加をするという方向になるというようなことがございます。詳細は新聞報道にある程度しかまだわかりませんが、いづれにしても、これまでどおり私どもとしては、町としては、やはりTPP交渉に参加ということにならないというふうに思っていますので、また十勝町村会含めて関係機関・団体等協働歩調をとりながら適切に対処していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

また、足寄高校の出願状況でありますけれども、これも新聞報道されております。一次では38名ということで大変厳しい状況になってるということでございます。二次募集にも期待をしながら、何とか最低ラインの41名を確保できるように高校あるいは中学校とも連携をとりながら進めてるということで報告を受けてますので、また状況がわかり次第報告をさせていただきたいというふうに思っております。

次に、本日の御審議をいただく議案の関係について少しお話をさせていただきます。

まず、いわゆる過疎計画の一部変更について御審議をいただきたいというふうに思っております。それから、地方分権一括法に関連する条例制定、これ必要になっております。この条例制定の件が9件予定しております。それから、平成24年度の補正予算、各会計の補正予算6件を予定しております、計16件について御審議を賜りますようお願いを申し上げます、招集に際しての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

開議宣告

副議長（島田政典君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

会議録署名議員の指名

副議長（島田政典君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第177条の規定により、5番高道君、6番前田君を指名いたします。

議運結果報告

副議長（島田政典君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 高道洋子君。

議会運営委員会委員長（高道洋子君） 本日開催されました第2回臨時会に伴う議会運営委員会の協議の結果を御報告いたします。

会期は、本日1日限りであります。

本日は、町長、教育委員長から行政報告を受けた後に、議案第2号から議案第17号までを即決で審議いたします。

なお、本日の本会議終了後に、全員協議会を開催する予定であります。

以上で、議会運営委員会の協議結果の報告を終わらせていただきます。

副議長（島田政典君） これにて、委員長の報告を終わります。

会期決定の件

副議長（島田政典君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間に決定をいたしました。

行政報告

副議長（島田政典君） 日程第3 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。

これを許します。

安久津町長。

町長（安久津勝彦君） 議長のお許しをいただきましたので、2件の行政報告を申し上げます。

まず、足寄町橋梁長寿命化修繕計画及び足寄町公園施設長寿命化計画の策定についてでございます。

平成24年12月4日開催の第4回定例会において、足寄町橋梁長寿命化修繕計画及び足寄町公園施設長寿命化計画の策定状況について御報告をさせていただいたところでありますが、両計画について北海道との協議が整ったことから、本日配布させていただきました別冊の足寄町橋梁長寿命化修繕計画を平成25年1月28日、足寄町公園施設長寿命化計画を1月31日に国に提出いたしました。

今後は、本計画に基づき橋梁及び公園施設の維持管理に努めてまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、土地区画整理事業に係る損害賠償請求事件の現状について御報告をいたします。

平成23年6月7日の提訴以降、8回の電話会議、現地調査及び証人尋問、並びに2回の口頭弁論を経て、最終口頭弁論が、平成25年2月1日、午後1時15分より、釧路地方裁判所帯広支部において行われました。

裁判長から原告と被告北海道、株式会社木村建設及び足寄町から提出のあった準備書面の陳述確認が行われた後、弁論の終結と判決日を平成25年3月22日、午後1時とすることが言い渡され閉会いたしました。

以上、損害賠償請求事件の現状についての報告とさせていただきますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。

星崎教育委員長。

教育委員会委員長（星崎隆雄君） 議長の

お許しをいただきましたので、教育委員会より行政報告を行います。

十勝地方中部地震における被害状況について。

2月2日の午後11時17分ころ、十勝地方中部を震源とする地震が発生し、浦幌町で震度5強、帯広市や本別町で震度5弱を観測し、足寄町においても震度4を観測いたしました。

この地震で、本町の総合体育館に被害が発生しましたので、御報告申し上げます。

1階のアリーナでは天井材が3枚落下し、このほかのアリーナ天井材にもずれが多数発生いたしました。幼児プレイルームでは、換気扇の天井材にひびが入りました。2階では非常階段西側のテラス天井材の一部落下と、ひび及びひずみが発生いたしました。また、第2体育館の複層ガラス1枚にひびが入りました。

以上が地震による被害状況であります。町内小中学校等での施設及び人的被害はありませんでした。

これらの被害箇所の修復については、今臨時会に補正予算を計上しておりますので、議員各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

副議長（島田政典君） これで、行政報告を終わります。

議案第2号

副議長（島田政典君） 日程第4 議案第2号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第2号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づき、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一

部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成22年度から平成27年度までの6カ年計画で過疎地域の自立促進のため産業の振興、交通・通信体系の整備、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など、施策の実施についてそれぞれ項目を掲げ、また、本計画の参考資料におきましては、事業の年次割りや概算事業費を計上してございます。

2ページに市町村計画の変更、3ページには参考資料の変更を貼付しておりますが、本町では人口流出を防止し、活力ある町づくりを推進するため、町民が安心して住み続けられる居住環境づくりの推進、定住人口の確保、及び地域経済の活性化が図られるよう住環境整備補助金の交付を実施しており、一般財源に過疎債充当を予定しております。

このたび、この補助事業を足寄町過疎地域自立促進市町村計画に追加したいと考えておりますが、市町村計画に大幅な事業変更がある場合につきましては、北海道との事前協議を行い、議会の議決を経て国に提出することとなっておりますことから、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、議決をお願いするものでございます。

なお、北海道との事前協議につきましては、2月12日に終了し、了承を得ているところでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第2号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決をいたします。

この表決は起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第2号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第3号

副議長（島田政典君） 日程第5 議案第3号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

福祉課長 櫻井光雄君。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第3号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由について御説明申し上げます。

最初に、制定の趣旨でございますが、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革一括法でございますが、第1次及び第2次一括法が施行されたことに伴い、従来、国の法律及び省令等で定めていた施設基準等について、都道府県または市町村の条例で定めることとされましたことから、本町における地域密着型サービス等の基準について、条例を制定するものでございます。

次に、条例の内容でございますが、従来国

が定めていました、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、平成18年厚生労働省令第34号を条例で定めるものでございます。

4ページをお開きください。

足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例。

第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の定義を、第3条は地域密着型サービス事業の一般原則を規定しております。第4条から第14条までは、本条例の適用となる定期巡回随時対応型訪問介護・看護などの地域密着型サービス等の基本方針等について規定しております。第15条は委任規定としております。

附則でございますが、この条例は平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、従来国で定めていました基準等は事業運営を適切に行うための最低限度の基準として設定されており、既に指定されている町内のサービス事業所では、国の基準等に基づき適切に行われており、支障を来すような状況は発生しておりません。また、本町が計画している高齢者複合施設も同様に国の基準等に基づき整備する計画となっていることを踏まえ、国の基準と同一内容とする条例制定を基本としております。

このことは、昨年9月28日に開催しました、足寄町高齢者保健福祉推進委員会に諮り、了承を得ているところでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがいまして、議案第3号足寄町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第4号

副議長（島田政典君） 日程第6 議案第4号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻井福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第4号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の提案理由について、御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、さきに御審議いただきました議案第3号と同じでございますので、説明を省略させていただきます、条例の内容から御説明させていただきます。

本条例は、従来国が定めていました、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方

法に関する基準、これは平成18年厚生労働省令第36号でございますけれども、この部分を条例で定めるものでございます。

6ページをお開きください。

足寄町指定地域密着型介護予防のサービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。

第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の定義を、第3条は地域密着型介護予防サービス事業の一般原則を規定しております。第4条から第6条までは本条例の適用となる介護予防認知症対応型（通称「介護」）など、介護予防についての基本方針等を規定しております。第7条は委員規定としております。

附則でございますが、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上でございますが、本条例についても、国の基準と同一内容とすることを基本とし、足寄町高齢者保健推進委員会の了承を得ております。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第4号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の

方法に関する基準を定める条例の制定についての件の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第4号足寄町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第5号

副議長（島田政典君） 日程第7 議案第5号足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻井福祉課長。

福祉課長（櫻井光雄君） ただいま議題となりました議案第5号足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の提案理由について御説明申し上げます。

本条例の制定につきましても、さきに御審議いただきました内容と同じでございますので、説明を省略させていただきます、条例の内容から御説明させていただきます。

本条例は、従来、国が介護保険法、平成9年法律第123号第78条の2第1項、同条第4項、第115条の12第2項で規定する基準等を条例で定めるものでございます。

7ページをお開き願います。

足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例。

第1条は本条例の趣旨を、第2条は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員を29に一括し、第3条において申請者の資格を法人とする。いずれも、国の基準と同じく規定しております。

附則としまして、この条例は平成25年4

月1日から施行するものでございます。

以上、提案理由の御説明とさせていただきますので、御審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第5号足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第5号足寄町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決されました。

議案第6号

副議長（島田政典君） 日程第8 議案第6号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

西東住民課長。

住民課長（西東文雄君） ただいま議題となりました議案第6号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例に

ついて、提案理由の説明を申し上げます。

本条例の改正につきましても、さきに御審議いただきました議案第3号と同様の理由によるものですので、説明を省略をさせていただきます、改正条例の内容から御説明をさせていただきます。

本条例の改正は、従来国が定めていた一般廃棄物処理施設の管理者が当該施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため置くこととされている技術管理者の資格の基準を、環境省令で定める参酌すべく基準を参照の上、条例に同一の内容とする基準を定めるものでございます。

議案書8ページになります。

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正する。

第18条を第19条とし、第17条を第18条とし、第16条の次に、次の1条を加える。

（技術管理者の資格）。

第17条、法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者が有すべき資格は、次の各号のいずれかとする。

第1号、技術士法（昭和58年法律第25号）第2条第1項に規定する技術士（科学部門、水道部門又は衛生工学部門に関わる第2次試験に合格した者に限る）

第2号、技術士法第2条第1項に規定する技術士（前後に該当する者を除く）であって、1年以上廃棄物の処理に関する技術所の実務に従事した経験を有する者。

第3号、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35項）第8条の17号第2号イからチまでに掲げる者。

第4号、前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると町長が認める者。

附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行するとするものです。

なお、同ページ右に新旧対照表を貼付して

おりますので、御参照をお願いいたします。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第6号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第6号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第7号

副議長（島田政典君） 日程第9 議案第7号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第7号足寄町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、先ほど御審議を賜りました議案第6号と同様のため、省略をさせていただきます。

道路法（昭和27年法律第180号）の一部改正及び第2次一括法（平成23年法律第105号）が平成23年8月30日に公布されたことに伴い、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部改正に伴い、今般条例の制定を図るものでございます。

条例制定に当たっては、道路構造例（昭和45年政令第320号）及び道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府建設省令第3号）並びに北海道との整合性を図るため、北海道道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年北海道条例第110号）を参酌して整備を図ったものでございます。

道路法の一部改正に伴う主な内容としましては、第30条第3項として、市町村道の技術的基準は政令で定める基準を参酌して当該道路の道路管理者である地方公共団体に条例で定め、また、第45条第3項として、市町村道に設ける道路標識は内閣府令・国土交通省令の定めるところを参酌して当該市町村道の道路管理者である地方公共団体が定めるものでございます。

高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に関します内容としましては、第10条第3項道路管理者は、その管理する道路を同法の基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないという義務化がなされたものであります。

次に、足寄町道路構造の技術的基準等を定める条例について、主な条項に関しまして、御説明を申し上げます。

本条例は、議案書P9ページの第1条「趣旨」から15ページの第45条「移動等円滑化の措置」までの構成となっております。

第1条は本条例の趣旨を、第2条は用語の定義、第3条は道路の区分、第4条は町道の

構造の技術的基準を規定してございます。第5条車線数、第6条車線の分離等、第8条路肩、第16条設計速度、第19条曲線部の方勾配、第20条曲線部の車線等の拡幅、第23条縦断勾配について規定してございます。

第3条道路区分でございませうけれども、これにつきましては、第1種及び第2種である高速自動車国道及び自動車専用道路がないことから規定せず、その他道路の第3種及び第4種について規定してございます。

第8条路肩、第11条自転車・歩行者道、第12条歩道につきましては、冬期間の通行を考慮して除雪を考慮することを明記いたしました。

なお、足寄町に該当しない鉄道等の平面交差、路面電車の停留所は規定してございません。

道路法第45条第3項の道路標識等については、第44条道路に設ける道路標識の寸法につきましては規則で定めるとしてございます。

高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律第10条第3項の関係につきましては、第45条移動等円滑化の措置に規定してございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めま

す。

これで、討論を終わります。

これから、議案第7号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第7号足寄町道路の構造の技術的基準等を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第8号

副議長（島田政典君） 日程第10 議案第8号足寄町公営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての件を議題といたします。

本件についての提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第8号足寄町公営住宅等の整備基準を定める条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、さきに御審議を賜りました第7号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

地域主権改革一括法の公布に伴い、公営住宅法（昭和26年法律第193号）の一部が改正されたことに伴い、今般条例の制定を図るものでございます。

条例制定に当たっては、国土交通省令である公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）及び北海道との整合性を図るため、北海道営住宅条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第127号）を参酌して整備を図ったものでございます。

公営住宅法の一部改正に伴う主な内容としましては、第5条第2項事業主体は公営住宅の整備をするときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、事業主体が条例で定める整

備基準に従い、これにあわせて共同施設の整備をするように努めなければならないという義務化がされたものであります。

次に、足寄町公営住宅等の整備基準を定める条例について、御説明を申し上げます。

本条例は、議案書16ページの第1条「趣旨」から17ページの16条「通路」までの構成となっております。第1条は本条例の趣旨を、第2条は健全な地域社会の形成、第3条は良好な居住環境の確保を規定してございます。第4条に費用の縮減関係、第5条・第6条に敷地関係、第7条から第11条に住宅基準関係、第12条から第16条に附帯・共同施設関係を規定してございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第8号足寄町公営住宅等の整備基準を定める条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員の起立です。

したがって、議案第8号足寄町公営住宅等

の整備基準を定める条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第9号

副議長（島田政典君） 日程第11 議案第9号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案9号足寄町公園条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、さきに御審議を賜りました第8号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

地域主権改革一括法の公布に伴い、都市公園法（昭和31年法律第79号）の一部改正及び高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）の一部が改正されたこと、並びに土地区画整理事業によりまして公園が整備完了したことから、今般公園条例の一部改正を行うものでございます。

条例の改正に当たっては、都市公園施行令（昭和31年政令第290号）及び移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号）並びに北海道との整合性を図るため、北海道立都市公園条例の一部を改正する条例（平成24年北海道条例第115号）を参酌して条例の一部改正を行うものでございます。

都市公園法の一部改正に伴う主な内容としましては、第3条第1項地方公共団体が都市公園を設置する場合には、政令で定める都市公園の配置及び規模に関する技術的基準を参酌して条例で定める基準に適合するように行うものでございます。

法第4条第1項、都市公園に公園施設として設ける建築物の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2を参酌して

当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合を超えてはならないという指定がされました。

次に、高齢者・障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律の一部改正内容につきましては、法第13条第1項公園管理者は特定公園施設の新築、増築又は改築を行うときは当該特定公園施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する主務省令で定める基準の適合について、義務化がなされたものでございます。

次に、足寄町公園条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

なお、改正条例中、文言の整理及び各条項の整理に関わる部分につきましては、説明を省略をさせていただき、改正の主な内容について説明をさせていただきますので、御了承のほどお願いいたします。

本条例は、議案書18ページの第1条の2「都市公園の配置及び規模の基準」から34ページ別表7の「使用量」までの構成となっております。

第1条の次に、次の3条を加える。

第1条の2として、都市公園の配置及び規模の基準の規定でありまして、都市公園施行令第1条の2住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準については、国は10平方メートル以上を標準と規定しておりますが、足寄町の場合は既に80平方メートル確保されていることから、規定に反映してございません。

また、都市公園施行令第2条地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準については、国の基準に応じて公園の配置及び規模を決めており、引き続き国の基準に準じて規定してございます。

第1条の3として、都市公園施設の設置基準につきましては、都市公園施行令第6条公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合等については、国の基準・北海道条例に準じて規定してございます。

第1条の4として、移動等円滑化の促進に

関わる特定公園施設の設置に関する基準につきましては、特定公園施設である沿路及び広場、屋根付き広場、休憩所及び管理事務所、野外劇場及び野外音楽堂、駐車場、便所、水飲み場及び掲示板の設置基準を、北海道福祉のまちづくり条例に準じて規定した北海道立都市公園条例の一部を改正する条例に準じて規定してございます。

別表等の繰り下げにつきましては、本条例の一部改正に伴い、別表1に第1条の4移動等円滑化の促進に関わる特定公園施設の設置に関する基準を指定したことにより、別表の繰り下げ等の整理を行ってございます。別表第2区分のうち、その他公園の一部について、都市公園号第2条第1項で規定する都市計画区域内に町が設置する街区公園として適正な区分に整理をさせていただきました。

また、土地区画整理事業で整備しました北4条公園、北5条公園、利別川緑地公園を都市公園欄に加え整備を図りました。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

なお、新旧対照表を23ページから34ページに貼付してございますので、御参照のほどお願いいたします。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第9号足寄町公園条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(島田政典君) 全員起立です。

したがいまして、足寄町公園条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第10号

副議長(島田政典君) 日程第12 議案第10号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長(南岡雄二君) ただいま議題となりました議案第10号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の制定について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、さきに御審議を賜りました第9号と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

地域主権改革一括法の施行に伴い、これまで水道法施行令(昭和32年第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)で定められていた水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格を、地方公共団体が条例で定めることになりました。これに伴い、水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格を新たに条例の整備を図ったものでございます。

条例制定に当たって、北海道において当該関連条例が制定されていないことから、国の基準であります水道法施行令(昭和33年法律第177号)及び水道法施行規則(昭和3

2年厚生省令第45号)を参酌して本条例を制定したものでございます。

水道法施行令及び水道法施行規則の主な内容としましては、水道法第12条第1項において、布設工事者を配置する基準に関して「水道事業者は水道の布設工事を自ら施行し、又は他人に施行させる場合においてはその職員を指名し、又は第三者に委嘱してその工事の施工に関する技術上の監督業務を行わせなければならない」と規定されました。また、同条第2項において、布設工事監督者の資格基準に関しまして、政令・水道法施行令で定める資格、当該水道事業が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者でなければならない。また、同法第19条第3項において、水道技術管理者の資格基準に関して、水道技術管理者は政令・水道法施行令で定める資格、当該水道事業者が地方公共団体である場合にあっては、当該資格を参酌して当該地方公共団体の条例で定める資格を有する者ではないなど、以上3点における規定に基づき条例整備を図るものでございます。

次に、足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例について、御説明を申し上げます。

本条例は、議案書35ページの第1条「趣旨」から36ページの第4条「水道技術管理者の資格」までの構成となっております。第1条は本条例の趣旨を、第2条は布設工事監督者を配置する工事、第3条は布設工事監督者の資格、及び第4条は水道技術管理者の資格をそれぞれ規定してございます。

附則としまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、御提案を申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長(島田政典君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第10号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

副議長(島田政典君) 全員起立です。

したがって、議案第10号足寄町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

議案第11号

副議長(島田政典君) 日程第13 議案第11号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長(南岡雄二君) ただいま議題となりました議案第11号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例の制定趣旨につきましては、さきに御審議を賜りました第10号と同様でございますので、説明を省略させていただきたいと思います。

地域主権改革一括法の公布により、下水道法(昭和33年法律第79号)第7条第2項第21条第2項の改正により、これまで下水

道法施行令(昭和34年政令第147号)で定められておりました下水道施設の構造及び維持管理基準について、それぞれの地方公共団体にて条例で定めることになったことにより、条例の整備を行うものでございます。

条例改正に当たって、下水道法施行令を参酌し、北海道との整合性を図るため、北海道公共下水道条例を準用し、足寄町公共下水道条例の一部改正、第3条から第6条までに構造の技術上の基準及び、同法第25条に終末処理場の維持管理の定めについて整備を図ったものでございます。

足寄町公共下水道条例の一部を改正する主な内容としましては、第7条第2項において公共下水道の構造は政令・下水道法施行令で定める基準を参酌して公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定める基準に適合するものでなければならないと規定され、第21条第2項において公共下水道管理者は政令で定めるところを参酌して条例で定めることにより、終末処理場の維持管理をしなければならないという義務化がなされたものでございます。

次に、足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例について、御説明を申し上げます。

なお、改正条例中、文言の整備及び各条項の整理に関わる部分につきましては、説明を省略させていただき、改正の主な内容について説明をさせていただきますので、御了承を願いたいと思います。

議案書は37ページから38ページになりますが、39ページ以降、参考資料として新旧対照表を貼付してございますので、御参照を願いたいと思います。

39ページをお開き願いたいと思います。

第1条中、「使用」の次に「並びに施設の構造及び施設維持の基準等」を加えました。

第2条中、(3)排水施設及び(4)処理施設の二語を加えました。

下水道法第7条第2項の改正に伴い、新たに第2章として39、49ページに構造の技術上の基準として第3条排水施設及び処理施

設に共通する構造の技術上の基準を、第4条排水施設の構造の技術上の基準を、第5条処理施設の構造の技術上の基準、第6条適用除外について整備を図りました。

次に、42ページ。

42ページに下水道法第21条第2項の規定により、第5章終末処理場の維持管理として5項目について規定いたしました。

附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、御提案申し上げますので、御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第11号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第11号足寄町公共下水道条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。25分まで休憩をいたします。

午前11時11分 休憩

午前11時25分 再開

副議長（島田政典君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議案第12号

副議長（島田政典君） 日程第14 議案第12号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

渡辺総務課長。

総務課長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました議案第12号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第12号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,589万円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

第2款総務費におきまして、今回の補正予算の財源調整のため財政調整基金積立金といたしまして600万2,000円を減額いたしました。

第3款民生費、第6款農林水産業費、次のページ、12ページになりますけれども、第10款教育費におきまして、灯油などの燃料価格が高騰していますことから、燃料費をそれぞれ計上いたしました。

それから、12ページでございますけれども、第10款教育費第5項保険体育費第2目総合体育館運営費におきまして、教育委員会から行政報告がありました、2月2日の十勝地方中部地震により被害がございました、総合体育館の天井補修工事といたしまして164万9,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

8ページへお戻りください。

8ページでございますが、第17款寄附金におきまして、社会福祉寄附金といたしまして5万円を計上いたしました。

3ページへお戻りください。

第2表、債務負担行為補正といたしまし

て、平成25年度当初より業務開始を必要とする庁舎警備等業務委託など27件の債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第12号平成24年度足寄町一般会計補正予算（12号）の件の質疑を行います。

10ページをお開きください。

歳出から始めます。款で進めます。

第2款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 第3款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 第6款農林水産事業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 12ページ、第10款教育費、質疑はございませんか。

9番、井脇昌美君。

9番（井脇昌美君） 温水プールの運営費についてちょっとお伺いをさせていただきたいと思います。

恐らく、燃料がA重油を使用されていると思うのですが、ここ足寄町だけでなく燃料の高騰ということは予期されていたことなのですが、利用率等々も考えて相当温水プールも閉館してから年月が経っていると。将来的に、これから先、こういう燃料の高騰も予測されると。それで、新得町だっと思うのですが、委員会の私らの研修に行ったときに既に1月から3月だっと思うのですが、冬期間この重油の負担ということが非常に予期され七、八年前だっと思うのですが、そんなに経ってないですかね。五、六年ですかね。委員会の研修で、私ども今回のこの議員さんにも一緒に同僚がいるはずなので

すけど、1月から3月まで休館をしてると。そして、その負担を少しでも軽減してると。また、音更町とほかの町は逆に、この指定管理者制度の導入も組み込んだ中で、少しでも自治体の負担を軽減してる努力をしてると。音更町は民間に委託されてますし。今すぐ、これ早急ということではないですけど、予測もこういうふうになれるものですから、これから先どのようなお考えをされているのか、それだけをお聞きしたいと思います。

副議長（島田政典君） 答弁、教育次長。

教育次長（根本昌弘君） お答えをいたします。

この時期、確かに燃料高騰が来てまして、今、当初予算で見ましたのは87円で見ましたけど、今100円と。そういう状況になってございます。

それで、教育委員会サイドとしましても、経費が膨らむだけでは、やはり議員仰せのとおり将来的にも大変な数字が出てくるということで、実は25年度の中で、今一月11月のみ閉館させていろいろ点検等をやらさせていただいてますが、これをもう一月伸ばすだとかそういう手法を考えていこうと関係機関とも含めてちょっとそういう協議もさせてもらえないだろうかということで、今25年度はそういうことで検討をさせていただきたいと、そのように考えてございます。

指定管理者につきましては、ちょっと私ども答弁用意してございませんので、御了解をいただきたいと思います。

副議長（島田政典君） 他に、質疑ございませんか。

10番、後藤次雄君。

10番（後藤次雄君） 中部地震の関係で、きょうは行政報告されましたけども、この中で、今補正予算が通ってからこれ恐らく工事すると思うのですが、この間、このことによって安全が確保されないとか、されているのかということもありますけど、それはどうなのですか。

副議長（島田政典君） 答弁、副町長。

副町長（田中幸壽君） お答えをいたします。

安全確保の関係でありますけども、ここの体育館は平成元年に建設がされております。それで、この間、何回か大きな地震があって、その都度、天井材については一部落下をして補修をしたという経過になっております。議員も御承知かと思っておりますけども、ここの総合体育館の天井の材料というか部材は、グラスウールの整形板でございます。例えば、10センチぐらいのグラスウールを3センチぐらいに圧縮をした、そういった建材を使っておりますので重量的にも軽くて、仮に落下をして、人に当たる場所にもよるのですけれども、恐らく大きな怪我はしないということで。かすり傷程度は当然するかもしれませんが、そういった軽い部材になっております。今現在、3枚が落下したということで教育委員会のほうからも報告ありましたけれども、そのほかの部分については、目視なのですけれども、天井裏ももぐって私ども建設課の技術職員も行ってチェックをして、当面大きな地震が来ない限り現状でも落ちてこないということの確認をして、今現在は使用されているというふうに思いますが、早急に予算が通れば、その他一部暴れるといいですか、天井がちょっと斜めになったとか、そういった箇所も含めて総体的に整備をしたい、直したいということでございますので、御理解のほどをよろしくお願ひしたいというふうに思います。

副議長（島田政典君） 他に、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） それでは、歳出の総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 8ページ、お開きいただきます。

歳入に入ります。

歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 3ページにお戻りいただきます。

3ページから4ページ、第2表債務負担行為補正追加27件、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第12号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第12号平成24年度足寄町一般会計補正予算（第12号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第13号

副議長（島田政典君） 日程第15 議案第13号平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第13号平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）につい

て、提案理由を御説明申し上げます。

16ページをお願いいたします。

第1表、債務負担行為として1件をお願いするものでございます。

内容といたしましては、平成25年度当初から業務開始を必要とする簡易水道6カ所におけます施設維持検針等業務委託について債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第13号平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

16ページをお開きをいただきます。

第1表、債務負担行為1件、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第13号平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第13号平成24年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3

号）の件は、原案のとおり決定をいたしました。

議案第14号

副議長（島田政典君） 日程第16 議案第14号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第14号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

18ページをお願いいたします。

平成25年度開始当初より業務委託を必要とするものについて、下水終末処理場維持管理業務委託など2件について、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第14号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件の質疑を行います。

18ページをお開きいただきます。

第1表、債務負担行為補正追加2件、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第14号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

副議長(島田政典君) 全員起立です。

したがいまして、議案14号平成24年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第15号

副議長(島田政典君) 日程第17 議案第15号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

櫻井福祉課長。

福祉課長(櫻井光雄君) ただいま議題となりました議案第15号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ55万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,810万9,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

24ページをお願いいたします。

第1款総務費といたしまして、燃料費55万8,000円を計上いたしました。

次に、歳入でございます。

第3款繰入金、一般会計から55万8,000円の繰り入れを計上いたしました。

20ページにお戻りください。

第2表、債務負担行為でございますけれども、平成25年度当初から必要とする以下4点の委託業務につきまして債務負担行為をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の御説明とさせていただきます。

御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

副議長(島田政典君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第15号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件の質疑を行います。

24ページをお開きいただきます。

歳入歳出一括で行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) 20ページにお戻りいただきます。

第2表、債務負担行為4件、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第15号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

(賛成者起立)

副議長(島田政典君) 全員起立です。

したがいまして、議案第15号平成24年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)の件は、原案のとおり可決されました。

議案第16号

副議長（島田政典君） 日程第18 議案第16号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

南岡建設課長。

建設課長（南岡雄二君） ただいま議題となりました議案第16号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

第2条関係でございますが、予算第8条の次に、第9条として債務負担行為を加え、平成25年度当初より必要とする施設維持検針等業務委託1件について、債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案を申し上げますので、御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第16号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件の質疑を行います。

第2条、債務負担行為、第9条の追加、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第16号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

副議長（島田政典君） 全員起立です。

したがって、議案第16号平成24年度足寄町上水道事業会計補正予算（第4号）の件は、原案のとおり可決されました。

議案第17号

副議長（島田政典君） 日程第19 議案第17号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

對馬病院事務長。

国民健康保険病院事務長（對馬邦彦君） ただいま議題となりました議案第17号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について、提案理由を御説明申し上げます。

第2条関係でございますが、予算第11条の次に第12条として債務負担行為を加え、平成25年4月1日から業務開始を必要とする夜間警備業務等委託など3件の債務負担行為の設定をお願いいたしております。

以上のとおり、提案申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

副議長（島田政典君） 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第17号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

第2条債務負担行為、第12条の追加、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） 総括ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

副議長（島田政典君） これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

副議長(島田政典君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第17号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

副議長(島田政典君) 全員起立です。

したがって、議案第17号平成24年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第3号)の件は、原案のとおり可決されました。

閉会宣告

副議長(島田政典君) これをもって、本臨時会に付議されました案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成25年度第2回足寄町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時55分 閉会